

令和6年度

薩摩川内市川内まごころ文学館  
年 報

薩摩川内市川内まごころ文学館

*Sendai Magokoro Museum of Literature*

# 目 次

## I 事業概要

1 令和6年度 事業報告	1
2 生誕記念事業	2
3 展示	2
4 普及活動	4
5 施設利用	1 2

## II 収蔵資料概況・資料保存

1 収蔵資料概況	1 4
2 資料修復	1 6
3 レプリカ製作	1 6
4 ピアノ調律	1 6
5 資料保存	1 6

## III 管理・運営

1 管理・運営	1 8
2 川内まごころ文学館指定管理者体制	1 9
3 川内まごころ文学館運営協議会	2 0
4 利用状況	2 1
5 決算	2 3

## IV 条例・規則

1 薩摩川内市川内まごころ文学館条例	2 4
2 薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則	3 1
3 薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会規則	3 5

## \*その他

1 令和6年度の歩み	3 6
2 職員名簿	3 7
3 利用案内	3 7
4 交通案内	3 8

# I 事業概要

## 1 令和6年度 事業報告

本年度は、前年度に実施された空調設備の改修工事が終了し、新たな空調環境のもとでの展示や各種事業を実施した。

展示では、まず、開館20周年を記念した第18回特別企画展「“まち”と“ぶんがく”」を前年度末からの継続事業として開催した。本市ゆかりの歌人 森園天涙や小説家 勝野ふじ子、詩人 サカキナナオ、装丁家 秋朱之介、甌島を訪れた椋鳩十らの作品をとり上げたほか、中越パルプ製紙工場で製造された紙を使った書籍なども公開し、好評を博した。

里見弴生誕記念展示では、有島三兄弟の帰郷をテーマとし、鹿児島や川内にちなんだ作品や三兄弟それぞれの作品を紹介した「父の郷里にて」、トピック展示では昭和9年（1934）に改造社より刊行された「俳句研究」が創刊されて90年に併せた「『俳句研究』創刊90年」、第14回まごころ児童絵画展、里見弴の命日に併せた「里見弴 大寒忌コーナー」をそれぞれ開催した。

また、特別企画展では本年度末から令和7年5月まで、当館が顕彰する山本實彦の生誕140周年を記念して、實彦の業績を振り返り、郷土に関連する事項等を資料とともに紹介する「Who's Who? 山本實彦」を企画し、関連事業として「文学ゆかりの里めぐり～改造社・山本實彦編～」も実施した。1月から3月までかごしま近代文学館にて企画展「生誕140年 山本實彦と改造社」が開催されたこともあり、山本實彦について興味・関心が高まっていることから、多くの県民・市民の当館への来館も期待された。

教育普及活動では、当館が顕彰する里見弴や山本實彦に関係して、平佐西小学校や亀山小学校からの依頼による学芸員の出前講座や、運営係職員・ボランティアグループ「まごころ」による「おでかけおはなし会」を実施したことにより、子どもたちの利用促進にもつながった。「まごころ文芸講座」は前年度より1講座増の6講座を開講し、市民の方々が、文学への興味、関心を高めてもらえる機会を増やした。また秋期には開館20周年記念事業として、まごころ文芸講座の展示や公開講座による文化祭を実施したほか、例年開催しているシネマトークでは、名作「伊豆の踊り子」の原作や映画の見どころについて当館の運営協議委員である鹿児島国際大学学長の小林潤司氏に講話いただいた。そのほか、隣接する川内歴史資料館との合同企画として、資料館の終戦記念展示コーナーの開催期間中に「ガラスのうさぎ」を上映した。

また、新聞社からの依頼による「南九州文学の碑（いしぶみ）」への学芸員個人による寄稿により、館の顔として定期的に掲載されたことや大学での講話など、多くの人に文学の魅力が伝えられ、館自体のPR活動にもつながった。

## 2 生誕記念事業

里見弴生誕記念展示「父の郷里にて」

期 間：令和6年7月9日（火）～8月25日（日）43日間

場 所：企画展示室

内 容：有島三兄弟の帰郷をテーマに、鹿児島または川内にちなんだ作品とともに「有島家家系図」、有島武郎書幅「神無二心」、里見弴原稿「五代の民」などを紹介した。

来 場 者：307名



## 3 展示

(1) 第19回特別企画展「Who's Who? 山本實彦」

期 間：令和7年3月18日（火）～5月11日（日）49日間

場 所：企画展示室

内 容：生誕140周年を記念して、山本實彦の業績を振り返り、郷土との結びつきがわかる事項等を資料とともに紹介した。

来 場 者：令和6年度 53名 3月18日～3月31日  
12日間

令和7年度 385名 4月1日～5月11日  
37日間



### 【特別企画展関連事業】

文学ゆかりの里めぐり～改造社・山本實彦編～

実 施 日：令和7年3月22日（土）13:00～17:00

内 容：さつま町の轟の瀬公園や薩摩川内市のみどりや旅館、新田神社など改造社や山本實彦ゆかりの地をバスで巡り、解説を行った。

参加者数：15名

(2) トピック展示 『俳句研究』創刊90年

期 間：令和6年10月29日（火）～令和7年1月13日（月/祝）  
63日間 ※休館日除く

場 所：1階常設展示室、ホール

内 容：創刊から90年にあたることから、『俳句研究』を紹介した。

来 場 者：873名



(3) 里見弴 大寒忌コーナー

期 間：令和7年1月21日（火）～2月24日（月/振）  
31日間

場 所：2階常設展示室ならびに1階ホール

内 容：毎年里見弴の命日にあわせて実施。里見弴関係の収蔵資料とともに川内とのゆかりなどを紹介した。

来 場 者：114名



(4) 第14回まごころ児童絵画展

期 間：令和6年12月7日（土）～令和7年1月13日（月/祝）  
29日間

場 所：企画展示室

内 容：薩摩川内市内の小学生が描いた絵画の展示。里見弴の「まごころ哲学」が、子どものありのままの伸びやかな心の表現に通じるものと考えて企画し、平成23年度から実施している。

その他、干支ぬりえコーナーを設置した。

来 場 者：840名



(5) 常設展示替え

実 施 日：令和6年6月24日（月）

場 所：1階常設展示室

内 容：横光利一の「青葉の頃」、「文藝時評」の原稿を新たに展示した。

## 4 普及活動

### (1) まごころ文芸講座

#### ① 楽しく学ぶ薩摩狂句

内 容：鹿児島弁の意味や使い方、薩摩狂句の定義・基本定型・規定などを学び、鑑賞・作句をとおして薩摩狂句に親しむ講座。

作句や添削指導の他に相互批評を行った。

期 間：令和6年5月～12月（全7回）※8月休講

時 間：毎月第1土曜日（5月は第2土曜日）

10:00～11:30

講 師：福富 則義氏（川内まごころ文学館元館長）

受講者数：登録13名 延べ80名



#### ② 美しい日本の歌・唱歌・童謡を歌う

内 容：季節ごとに選曲した日本の美しい歌と唱歌や童謡を歌い、歌の作者や詩について学びを深め歌う講座。

最終回には、講座生による発表会を行い、曲にまつわる思い出のエピソードを語り、披露した。

期 間：令和6年5月～12月（全9回）※8月休講

時 間：毎月第2土曜日 13:30～15:00

※11月、12月は第1土曜日も実施

講 師：齊藤 玲子氏（声楽家）

伴 奏：高城 真理子氏（ピアノ）

受講者数：登録20名 延べ123名

#### 【発表会】

実 施 日：令和6年12月14日（土） 13:30～15:00

来場者数：22名



#### ③ あいうえおから始める文字講座

内 容：文学作品の一節を手本に用いて、ひらがなやカタカナを基礎から学ぶ講座。楷書・行書できれいな字が書けるように練習した。

期 間：令和6年5月～令和7年2月（全8回）

時 間：毎月第3金曜日 ※8月、12月休講

10:00～11:30

講 師：青崎 テル子氏（日本習字講師）

受講者数：登録21名 延べ140名



④ 源氏物語を読む～物語を彩る人びと～

内 容：源氏物語を鑑賞し、現代語訳や作品の歴史的背景などの解説を行う講座。

今年度は「松風」、「薄雲」の2巻を扱った。

期 間：令和6年5月～10月（全5回）

時 間：毎月第4日曜日 ※7月休講

10：30～11：30 ※初回のみ90分

講 師：廣尾 理世子氏

（鹿児島純心女子中学・高等学校教諭）

受講者数：登録31名 延べ121名



⑤ やさしい朗読～はじめの一步～

内 容：初めての方でも分かりやすく、朗読に必要な基礎（発声、間、イントネーション）などを学び、心が振り向くような豊かな表現を目指す講座。

期 間：令和6年5月～令和7年1月（全9回）

時 間：毎月第3木曜日 ※8月休講

13：30～15：00

講 師：浜本 麗歌氏（朗読家）

受講者数：登録8名 延べ60名



⑥ 不思議の国のブンガク～英文学者と読み解く名作～

内 容：映像化やミュージカル化されたなじみのある「ロミオとジュリエット」、「かもめ」、「クリスマス・キャロル」の3作の文学作品を取り上げ、解説を行った。

期 間：令和6年9月～12月（全3回）

時 間：毎月第4日曜日 ※10月休講

10：00～11：30

講 師：小林 潤司氏（鹿児島国際大学学長）

受講者数：登録18名 延べ40名



(2) 開館20周年記念事業まごころ文芸講座文化祭

【展示】

時 期：令和6年10月22日（火）～11月17日（日）  
24日間

場 所：企画展示室

内 容：令和6年度の開講講座の紹介や薩摩狂句、硬筆など  
受講生の成果作品を展示した。

来 場 者：118名



## 【公開講座】

### ① 源氏物語を読む～物語を彩る人びと～

日 時：令和6年10月27日(日)10:30～11:30

講 師：廣尾 理世子先生

(鹿児島純心女子中学・高等学校教諭)

場 所：多目的映像ホール

内 容：「源氏物語」の楽しみ方について。

受講者数：33名



### ② 楽しく学ぶ薩摩狂句

日 時：令和6年11月2日(土)10:00～11:30

講 師：福富 則義先生(川内まごころ文学館元館長)

場 所：歴史資料館 研修室

内 容：薩摩狂句基本講座

受講者数：19名



### ③ 美しい日本の歌・唱歌・童謡を歌う

日 時：令和6年11月2日(土)13:30～15:00

講 師：齊藤 玲子先生(声楽家)

場 所：多目的映像ホール

内 容：山本直純・武満徹の作品について学び、歌う。

受講者数：35名



### ④ やさしい朗読～はじめの一步～

日 時：令和6年11月4日(月/振)13:30～15:00

講 師：浜本 麗歌先生(朗読家)

場 所：多目的映像ホール

内 容：朗読基本講座

受講者数：18名



## (3) おはなし会

内 容：読み聞かせボランティアによる、幼児の親子を対象としたおはなし会。

絵本、紙芝居などの読み聞かせや、手遊び歌などを行った。

また、小学校でのおでかけおはなし会も実施した。

場 所：企画展示室、図書休憩コーナー、歴史資料館研修室

出 演：おはなしグループ「まごころ」

参 加 料：無料

① 春の小さなおはなし会

日 時：令和6年5月12日（日）10：30～11：00

参加者数：10名（一般4名、未就学児6名）

※ おはなし会終了後「10ぴきのカエル」の上映も実施



② 初夏のおはなし会

日 時：令和6年6月9日（日）10：30～11：00

参加者数：14名（一般6名、小中高校生3名、未就学児5名）

③ 秋のおはなし会

日 時：令和6年11月24日（日）10：30～11：00

参加者数：6名（一般2名、小中高校生1名、未就学児3名）



④ 冬のおはなし会

日 時：令和6年12月15日（日）10：30～11：00

参加者数：7名（一般3名、小中高校生1名、未就学児3名）

⑤ おでかけおはなし会

場 所：隈之城小学校 体育館

日 時：令和6年9月14日（土）

1年生…8：40～9：25

2年生…9：40～10：25

3年生…10：40～11：25

参加者数：332名（一般16名、小学生316名）



(4) 名作シネマ上映会及び特別上映

内 容：当館の顕彰する作家里見淳に関連したものや、小津安二郎監督作品、  
文学作品が原作のものなどから選定し、上映を行った。

実 施 日：毎月第3土日を中心に年間29作品を上映

場 所：多目的映像ホール

定 員：95名※事前予約制

料 金：無料

※名作シネマ上映会の詳細は別表のとおり

令和6年度「名作シネマ上映会」入場者数

	上映日		上映時間	製作年	作品名	取扱社	人数				内訳			備考
							一般	小中高生	未就学児	合計	市内	県内	県外	
1	4/20	土	119	1977 H9	異動辞令は音楽隊!	シネマ雄	67	0	0	67	59	8	0	
2	4/21	日	125	2021 R3	キネマの神様	松竹	64	0	0	64	59	5	0	
3	4/29	月祝	94	2023 R5	ザ・スーパーマリオブラザーズ・ムービー(吹替え)	MMC	33	20	23	76	64	12	0	GW特別上映
4	5/18	土	124	1989 H1	ニュー・シネマ・パラダイス	シネマ雄	41	0	0	41	35	6	0	
5	5/19	日	106	2019 R1	グッドバイ 嘘からはじまる人生喜劇	シネマ雄	54	0	0	54	51	3	0	
6	6/15	土	106	1955 S30	泥棒成金 2014デジタルリマスター版	MMC	43	0	0	43	36	7	0	
7	6/16	日	105	1959 S34	危険な関係(1959)	MMC	33	0	0	33	30	3	0	
8	7/20	土	116	2014 H26	タイムトラベラーの系譜 サファイヤ・ブルー(シリーズ2作目)	シネマ雄	25	0	0	25	21	4	0	
9	7/21	日	128	2023 R5	銀河鉄道の父	MMC	62	0	0	62	58	4	0	
10	8/4	日	104	2022 R4	長ぐつをはいたネコと9つの命(シリーズ2作目)(吹替え)	MMC	22	6	1	29	26	3	0	夏の特別上映
11	8/17	土	141	2006 H18	硫黄島からの手紙	シネマ雄	76	0	0	76	71	4	1	
12	8/18	日	136	2015 H27	日本のいちばん長い日	松竹	71	0	0	71	66	4	1	
13	9/16	月祝	108	2020 R2	大綱引の恋	シネマ雄	32	6	0	38	33	5	0	敬老の日 特別上映 10:00~上映
14	9/16	月祝	108	2020 R2		シネマ雄	16	0	0	16	16	0	0	敬老の日 特別上映 14:00~上映
15	9/21	土	84	2005 H17	ガラスのうさぎ	市ライブラリー	48	10	0	58	56	2	0	両館合同シネマ上映会
16	9/23	月祝	118	2022 R4	メタモルフォーゼの縁側	MMC	55	1	0	56	48	8	0	秋の特別上映
17	10/6	日祝	87	1963 S38	伊豆の踊子	MMC	37	0	0	37	32	5	0	シネマトーク
18	10/19	土	99	1984 S59	ロケーション	松竹	31	0	0	31	27	4	0	
19	10/20	日	104	1964 S39	暗殺	松竹	36	0	0	36	34	2	0	音楽:武満徹
20	11/16	土	84	2021 R3	丘の上の本屋さん	シネマ雄	38	1	0	39	33	6	0	
21	11/17	日	126	1986 S61	鍵の権三(やりのごんざ)	松竹	32	0	0	32	29	3	0	音楽:武満徹
22	12/21	土祝	95	2015 H27	パディントン(吹替え)	MMC	16	0	0	16	12	4	0	10:00~
23	12/21	土祝	95	2015 H27		MMC	2	2	0	4	4	0	0	14:00~
24	12/22	日	115	2005 H17	ウォンカとチョコレート工場のはじまり(吹替え)	シネマ雄	29	10	4	43	41	2	0	
25	1/5	日	115	1997 H9	釣りバカ日誌9	松竹	41	0	0	41	35	6	0	お正月 特別上映
26	1/18	土	135	1989 H1	利休	松竹	42	0	0	42	34	8	0	音楽:武満徹
27	1/19	日	118	1958 S33	彼岸花	松竹	35	0	0	35	33	2	0	原作:里見弴、監督:小津安二郎
28	2/15	土	121	1984 S59	上海パンスキング	松竹	52	0	0	52	49	3	0	
29	2/16	日	110	2023 R5	こんにちは、母さん	松竹	76	0	0	76	73	3	0	
30	3/15	土	129	1980 S55	五番町夕霧楼	松竹	70	0	0	70	64	6	0	
31	3/16	日	77	2012 H24	世界の果ての通学路	シネマ雄	23	0	0	23	23	0	0	
上映本数29本 31回						合計	1,302	56	28	1,386	1,252	132	2	

(5) まんが昔ばなし上映会

日 時：令和6年8月12日（月/振）、13日（火）

①10:00～10:45 ②14:00～14:45

場 所：多目的映像ホール

上映作品：8/12 花さか爺さん、一寸法師、おむすびころりん 他

8/13 おおかみと七ひきのこやぎ、美女と野獣 他

定 員：先着95名

来場者：8月12日…27名（一般13名、小中高校生4名、未就学児10名）

8月13日…40名（一般15名、小中高校生2名、未就学児23名）

(6) 川内歴史資料館・川内まごころ文学館合同企画シネマ上映会

日 時：令和6年9月21日（土） 10:00～11:30

場 所：多目的映像ホール

内 容：川内歴史資料館の終戦記念展示の開催に合わせ、両館合同企画として「ガラスのうさぎ」の上映を行った。

来場者数：58名

(7) シネマトーク 名作「伊豆の踊子」をもっと楽しむために

日 時：令和6年10月6日（日）

トーク 9:30～10:30

上 映 10:40～12:07

場 所：多目的映像ホール

講 師：小林 潤司 氏（鹿児島国際大学学長）

内 容：映画「伊豆の踊子」を取り上げ、映画の見どころや原作などについて解説していただいた。

来場者数：37名



(8) 読み聞かせボランティアおはなしグループ「まごころ」定例会

実 施 日：毎月第2金曜日10:00～12:00

登録者数：9名

内 容：当館のボランティアグループの定期的な話し合い。  
おはなし会の選書やプログラム作り、練習を行う。

場 所：多目的映像ホール

参加者数：延べ50名

(9) 読み聞かせボランティア養成講座

内 容：読み聞かせ活動に必要な理論から実践まで学ぶ講座。

実 施 日：令和7年2月14日、21日、3月14日、28日

各金曜日10:30～12:00

講 師：鳥羽 啓子先生（鹿児島県立図書館ボランティア  
グループ「さざなみ」代表）

場 所：多目的映像ホール

参加者数：登録18名 延べ57名



(10) チャレンジクイズ

クイズを通して、展示資料や文学への理解を深めてもらうことを目的に実施。

① 夏休みチャレンジクイズ

期 間：令和6年7月20日（土）～9月1日（日）

参加者数：91名

② 冬休みチャレンジクイズ

期 間：令和6年12月7日（土）～令和7年1月13日（月/祝）

参加者数：109名

(11) 職場体験学習

実 習 生：東郷学園義務教育学校8年生 2名

期 間：令和6年6月25日（火）～6月27日（木） 3日間

(12) インターンシップ

実 習 生：鹿児島純心大学2年生2名、3年生2名

期 間：令和6年8月16日（金）～8月18日（日） 3日間

(13) 地域体験研修

研 修 者：薩摩川内市立水引小学校教諭 1名

期 間：令和6年8月27日（火）～8月30日（金） 3日間

※台風接近に伴う臨時休館のため、29日の研修を30日に振り替えて実施

(14) 刊行物

令和5年度 薩摩川内市川内まごころ文学館年報 HPダウンロード版PDF

(15) 出前講座

外部からの依頼により、以下のとおり実施した。

① 市民大学高齢者講座『いきいき講座』

日 時：令和7年1月9日（木）9：30～11：30

場 所：東郷公民館大会議室

内 容：「郷土ゆかりの文学者 山本實彦・森園天涙・サカキナナオ」

講 師：財部 智美学芸員

参加者数：30名

② 大好きなまちⅢ（第3学年ふるさと・コミュニケーション科）

日 時：令和7年2月13日（木）13：30～14：30

場 所：薩摩川内市立平佐西小学校 体育館

内 容：「慈眼観の碑について学ぼう！」

講 師：財部 智美学芸員

参加者数：157名

(16) その他

① 特別開館

- ・令和6年4月30日（火）…………… ゴールデンウィーク
- ・令和6年8月13日（火）…………… 夏休み
- ・令和7年1月 6日（月）…………… お正月

② 無料開館

- ・令和6年4月27日（土）～5月6日（月/振）…………… ゴールデンウィーク
- ・令和6年7月14日（日）…………… 県民の日
- ・令和6年9月14日（土）～9月23日（月/振）…………… 敬老の日 ※65歳以上を対象
- ・令和6年11月1日（金）～11月7日（木）…………… 教育・文化週間
- ・令和7年1月4日（土）～1月13日（月/祝）…………… お正月
- ・令和7年1月30日（木）…………… 文学館開館記念日

③ 臨時休館

- ・令和6年5月28日（火）…………… 館内燻蒸
- ・令和6年8月29日（木）、30日（金）午前…………… 台風接近のため

## 5 施設利用

### (1) 企画展示室利用実績

No.	利用期間	利用者名	内容	共催・ 後援(市) 有・無	利用者 数
1	9/9(月)PM~ 9/16(月/振)	ピン写連	写真展	有	249
2	10/7(月)PM~ 10/13(日)	川内美術協会	美術展	有	179
3	9/27(金)	薩摩川内市文化スポーツ課	文学館運営協議会		14
4	11/25(月)PM~ 12/1(日)	NPO法人薩摩川内市文化協会	NPO法人薩摩川内市文化協会『合 同文化祭』	有	150
5	1/14(火)~2/16 (日)	薩摩川内市文化スポーツ課	薩摩川内市誕生20周年記念 「川内歴史資料館収蔵とゆかりの美 術展」		464
6	2/17(月)~2/28 (金)	薩摩川内市甌島振興局地域振興 課	第29回トンボロ芸術村コンテスト入 賞作品展		67
7	3/3(月)PM~ 3/9(日)	川内水彩会	川内水彩会会員展・木彫り教室作品 展	有	277
合 計					1,400

## (2) 多目的映像ホール利用実績

No.	使用日時	利用者名	内容	利用者数
1	4/13(土)	川内ひまわり合唱団	合唱練習	28
2	4/27(土)			24
3	5/18(土)			20
4	5/25(土)			21
5	6/15(土)			29
6	6/23(日)	地域未来ネット・せんだい	笑福亭鶴笑落語会	91
7	6/29(土)	川内ひまわり合唱団	合唱練習	27
8	7/6(土)			28
9	7/27(土)			29
10	8/24(土)			29
11	9/7(土)			29
12	9/21(土)	薩摩川内郷土史研究会	講演会	52
13	11/2(土)	川内ひまわり合唱団	合唱練習	32
14	12/1(日)	薩摩川内市社会教育課	2024薩摩川内市 青少年フレッシュ体験事業事前研修会	42
15	12/15(日)	映画『ひとしづく』上映会実行委員会	映画『ひとしづく』薩摩川内上映会	34
16	2/1(土)	川内ひまわり合唱団	合唱練習	33
合 計				548

## II 収蔵資料概況・資料保存

### 1 収蔵資料概況

#### (1) 種別資料収集一覧表（令和6年度）

※資料受入時の点数のため、実際の収蔵点数とは合致しない場合や、資料区分等の見直しによって資料数の増減もある。

#### ●主な収蔵作家

##### 【里見弴関係】

里見弴、有島武郎、有島生馬、有島武、長与善郎、那須良輔 ほか

##### 【改造社関係】

芥川龍之介、菊池寛、谷崎潤一郎、武者小路実篤、志賀直哉、小林多喜二、横光利一、井伏鱒二、林芙美子、大佛次郎、直木三十五、石坂洋次郎、堺利彦、伊藤野枝、広津和郎、瀧井孝作、火野葦平、高村光太郎、与謝野晶子、三好達治、吉井勇、高濱虚子、室生犀星、河東碧梧桐、バーランド・ラッセル ほか

※（ ）内…令和6年度追加資料数

種 別		里見弴関連	改造社 (山本実彦関係)	その他	収蔵資料実数 (合計)
特 別 資 料	原 稿	115 (5)	239 (0)	36 (0)	390 (5)
	書 簡	1,007 (6)	755 (11)	32 (1)	1,794 (18)
	装 丁	0 (0)	146 (0)	3 (0)	149 (0)
	書 画	193 (3)	39 (0)	41 (0)	273 (3)
	印 刷 物	171 (1)	64 (0)	74 (0)	309 (1)
	複 製	606 (0)	144 (2)	106 (0)	856 (2)
	視 聴 覚	71 (0)	43 (0)	57 (2)	171 (2)
	遺 品	321 (0)	13 (0)	62 (0)	396 (0)
	そ の 他	46 (0)	163 (0)	6 (0)	215 (0)
図 書		796 (17)	757 (59)	2,974 (72)	4,527 (148)
雑 誌		477 (0)	1,058 (5)	450 (21)	1,985 (26)
合 計		3,803 (32)	3,421 (77)	3,841 (96)	11,065 (205)

(2) 主な購入資料

作家名	種別	資料名
里見弴	原稿	エタアナル・アイドルに捧ぐ
里見弴	原稿	交尾漫談
里見弴	原稿	識語
里見弴	原稿	草稿
里見弴	原稿	「初代花柳寿美」
里見弴	書画	多情佛心
里見弴	書画	律氣者か子を連れ行け八月の蟹

他 計42点

(3) 主な寄贈・寄託資料

種別	資料名
書簡	山本實彦はがき
書簡	山本實彦はがき
視聴覚	勝野ふじ子肖像写真
視聴覚	勝野ふじ子家族写真
図書	山を水を人を
図書	日本少国民文庫第七巻 日本の偉人
図書	国民座右銘

計144点

## 2 資料修復

収蔵資料（直筆原稿）の紙質劣化を防ぐための修繕（脱酸性化处理）を実施。

実施日 令和6年11月27日（水）～11月29日（金）

対象資料	雑誌	改造	昭和25年5月号
	雑誌	改造	昭和25年6月号
	雑誌	改造	昭和25年7月号
	雑誌	改造	昭和25年8月号
	雑誌	改造	昭和25年9月号

計 5冊

## 3 レプリカ製作

以下の資料のレプリカ作製と額装を行った。

- (1) 有島生馬原稿「備忘記」
- (2) 久米正雄原稿「鎌倉震災日記」
- (3) 山本實彦書画「忠恕」

## 4 ピアノ調律

寄託資料である「山本直純愛用大橋ピアノ」の調律・点検を行った。

実施日：令和6年7月22日（月）

## 5 資料保存

資料保存にあたっては環境の整備を重視し、昆虫相調査・防虫処理を実施した。

### (1) 昆虫相調査

館内全域の昆虫相を把握することにより、的確な防除管理方策を整えるための指針を得ることを目的として、昆虫相調査を委託し実施した。

作業工程	1回目	令和6年5月7日（火）各トラップ設置
		令和6年5月29日（水）回収
	2回目	令和6年10月28日（月）各トラップ設置
		令和6年11月11日（月）回収

調査範囲 館内全域

調査方法 館内各所に設置した2種類のトラップ（歩行性昆虫類捕獲用インジケーター・シバンムシ類捕獲用フェロモントラップ）によるモニタリング。

結果 大部分が文化財加害種以外の昆虫類で、文化財害虫としてコナチャタテ類が1階通路で捕獲されたが、集中的に捕獲されたエリアはなかった。

## (2) 空気環境調査

昆虫相調査に併せて、真菌類を中心とした館内の空気環境調査を委託し実施した。

実施日 1回目：令和6年5月7日（火）

2回目：令和6年10月28日（月）

調査方法 真菌類採取用「ペタンチェック 25」を用い、館内20の地点において落下菌を採取。

採取方法 落下法 20分曝露

結果 館内20ポイントで検査を実施。特に異常値を示すポイントは確認されなかった。

## (3) 防虫処理

### ① 全館燻蒸

保存資料及び館内の虫害予防を目的として、SD剤（エコミュアーFTドライ：プロフルトリン炭酸ガス製剤）による防虫処理を実施した。安全・効果両面の必要性から定期的に炭酸ガス濃度測定を行いながら燻蒸作業を行った。

作業工程 令和6年5月27日（月）資材搬入、燻蒸区域目張り、養生作業

令和6年5月28日（火）各種機材・教師虫配置および各部最終確認、

SD財投役（燻蒸開始）、館内開放

（燻蒸終了）、効果判定、撤収

### ② 防虫剤設置

全館燻蒸の補足施工として、展示ケース内及び収蔵庫内の各資料周辺など、より細かな部分に対して防虫剤を配置することにより、さらに長期に渡り昆虫類からの忌避・防虫を図ることを目的として、エコミュアーFTプレートによる防虫施工を行った。

実施場所 川内まごころ文学館 主要区域

1F：企画展示室、書庫、収蔵庫1、収蔵庫2、展示室、図書コーナー、  
休憩コーナー

2F：展示室

施工日時 令和6年10月28日（月）

使用薬剤 エコミュアーFTプレー

（ピレスロイド系防虫蒸散プレート：プロフルトリン）

## Ⅲ 管理・運営

### 1 管理・運営

平成16年4月1日から指定管理者制度によって、市教育委員会文化課より館の管理・運営を（公財）薩摩川内市民まちづくり公社が委託されてきた。

令和4年度からは薩摩川内市の組織機構再編により、館の所管が教育委員から市長部局へ移り、経済シティセールス部の経済政策課が所管することとなり、そのうち、博物館資料に関しては文化スポーツ課所管となった。

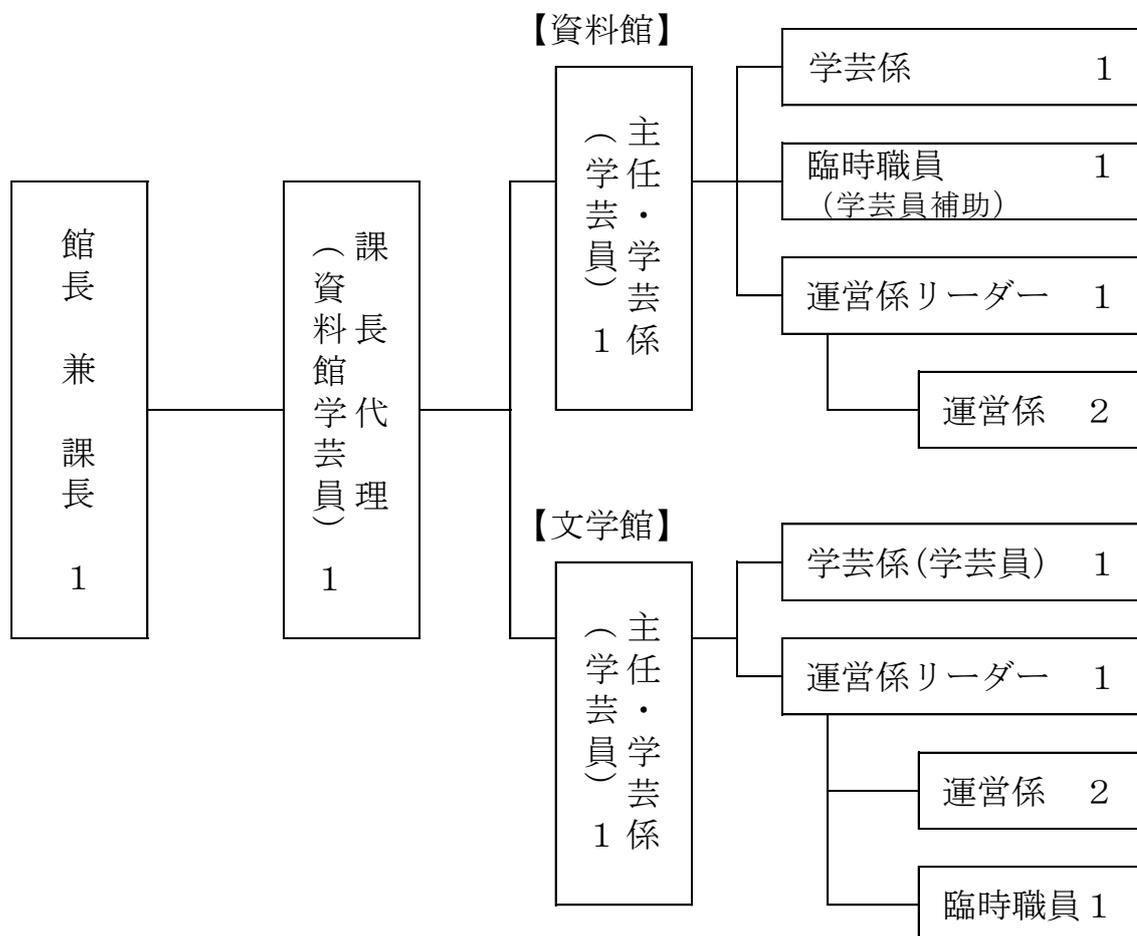
（指定管理者制度については、p 24～25 薩摩川内市川内まごころ文学館条例第4～10条参照）

令和6年度は以下の修繕を行った。

- ・ 文学館外階段修繕
- ・ 文学館屋上防水修繕工事
- ・ 文学館外看板アルミコーキング補修
- ・ 文学館外名板修繕
- ・ パティオ雨漏れ修繕工事
- ・ 誘導灯用蓄電池取替修繕
- ・ 誘導灯取替修繕
- ・ 企画展示室移動パネル修繕
- ・ 女子トイレドアクローザー交換
- ・ 渡り廊下ダウンライト錆落とし、錆止め塗装
- ・ 2階常設展示室ダウンライトLED交換
- ・ 2階常設展示室「頌徳碑が語る有島武」モニター交換
- ・ 避難誘導灯交換・取付工事（市実施）
- ・ 多目的映像ホール前室ダウンライトLED交換
- ・ 1、2階常設展示室ダウンライトLED交換
- ・ 駐車場白線塗装

## 2 川内まごころ文学館指定管理者体制

指定管理者：（公財）薩摩川内市民まちづくり公社 学芸施設課



薩摩川内市 (所管課)	指定管理者
<p>経済政策課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算措置</li> <li>・ 施設の大規模修繕</li> <li>・ 施設に関する助言・指導</li> </ul> <p>文化スポーツ課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料受入れの可否</li> <li>・ 資料館運営協議会及び文学館運営協議会に関する事務</li> </ul>	<p>資料館・文学館</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設の管理全般（小規模修繕含む）</li> <li>・ 事業（運営）計画の作成、実施</li> <li>・ 資料の収集、保管、調査・研究、展示に関すること</li> <li>・ 入館料管理、市への納入処理</li> <li>・ 博物館実習等の受入れ</li> <li>・ 広報及び教育普及、展示解説、問い合わせ対応等</li> <li>・ 市への報告（月次、年度）</li> <li>・ 予算案の作成</li> </ul>
<p>社会教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡公園の大規模修繕</li> </ul>	<p>薩摩国分寺跡史跡公園・横岡古墳公園</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 史跡公園の管理全般（小規模修繕含む）</li> <li>※資料館に含む</li> </ul>

### 3 川内まごころ文学館運営協議会

川内まごころ文学館運営協議会は、薩摩川内市川内まごころ文学館条例（平成16年薩摩川内市条例第104号）第28条「市長の諮問に応じ、文学館の運営に関する事項を審議するため」に基づき設置された。定数は7名以内で任期は2年である。

運営協議会委員名簿

令和7年3月31日現在

選出区分	氏名	役職名
市内の小・中・義務教育学校の代表者	新田 賢一	薩摩川内市立平佐西小学校校長
専門的知識を有する者	川畑 清美	川内美術協会会長
学識経験者	古閑 章	鹿児島純心大学名誉教授
	小林 潤司	鹿児島国際大学学長
市長が必要と認める者	内野 久子	社会福祉法人高城保育園園長
	笹野 千津子	元市広報員

#### 第1回協議会

日時 令和6年9月27日（金） 13:00～15:00

議事内容 ・令和5年度川内まごころ文学館事業実績について  
・令和6年度川内まごころ文学館事業実施状況について

#### 第2回協議会

日時 令和7年3月18日（月） 13:30～15:00

議事内容 ・令和6年度川内まごころ文学館事業実績について  
・令和7年度川内まごころ文学館事業計画（案）について





## 5 決算

### (1) 歳入

- ① 入館料 201,970円
- ② 企画展示室・多目的映像ホール使用料 109,870円
- ③ 図録等収入 65,000円

計 376,840円

### (2) 歳出

(単位：円)

科目	予算額	執行額	予算残額
報酬支出	0	0	0
諸謝金	420,000	366,800	53,200
旅費交通費	259,000	122,080	136,920
消耗品費	1,657,000	1,656,428	572
消耗什器備品費	305,000	305,000	0
印刷製本費	900,000	828,520	71,480
燃料費	50,000	33,400	16,600
光熱水費	3,845,000	3,774,935	70,065
通信運搬費	384,000	331,108	52,892
保険料	290,000	277,096	12,904
委託費	9,051,000	7,809,428	1,241,572
修繕委託費	800,000	790,460	9,540
賃借料	2,718,000	2,605,632	112,368
負担金	108,000	108,000	0
租税公課	5,000	4,000	1,000
会議費	0	0	0
広報費	0	0	0
著作権料	85,000	5,000	80,000
報償費	89,000	88,825	175
雑費	41,000	28,430	12,570
合計	21,007,000	19,135,142	1,871,858

## IV 条例・規則

### 1 薩摩川内市川内まごころ文学館条例

平成 16 年 10 月 12 日

条例第 104 号

(設置)

第 1 条 市にゆかりのある文学者の作品等(以下「文学資料等」という。)を収集し、保管し、及び展示するとともに、その調査研究及び文学に関する知識の普及活動を行うことにより、市における文学及び文化の振興に資するため、薩摩川内市川内まごころ文学館(以下「文学館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 文学館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
薩摩川内市川内まごころ文学館	薩摩川内市中郷二丁目 2 番 6 号

(事業)

第 3 条 文学館は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 文学資料等の収集、保管及び展示
- (2) 文学資料等に関する調査及び研究
- (3) 文学に関する講座、講演会等の開催
- (4) 文学に関する活動又は文化的催しに係る文学館の施設及び設備(以下「施設等」という。)の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文学館の設置の目的を達成するために必要な事業(指定管理者による管理)

第 4 条 文学館の管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者が行う文学館の管理業務は、次のとおりとする。

- (1) 文学館の施設等の維持管理に関する業務
- (2) 文学館の入館の許可(以下「入館許可」という。)及び入館許可の取消し等並びに施設等の使用の許可(以下「使用許可」という。)及び使用許可の取消し等に関する業務
- (3) 文学館の入館に係る料金(以下「入館料」という。)及び文学館の施設の使用に係る料金(以下「使用料」という。)の收受並びに使用料の還付に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第 6 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、文学館の管理に関する事業計画書(以下「事業計画書」という。)その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、文学館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が文学館の利用者の平等かつ安全な利用を確保できるものであるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が文学館の適切な維持及び管理を図ることができるものであるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定を受けようとするものが、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第10条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 文学館の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 入館料及び使用料等の収入実績
- (3) 文学館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による文学館の管理の実態を把握するため市長が必要と認める事項

(業務報告の聴取等)

第9条 市長は、文学館の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第10条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(開館時間等)

第11条 文学館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、多目的映像ホールの開場時間は、午後9時30分までとする。

3 市長は、文学館の管理運営上必要があると認めるときは、前2項の開館時間又は入館時間を変更することができる。

(休館日)

第12条 文学館の休館日は、毎週月曜日及び12月29日から翌年1月3日までの日とする。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の最初の同法に規定する休日でない日とする。

2 市長は、文学館の管理運営上必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(入館許可)

第13条 文学館の文学資料等を観覧するため、文学館に入館しようとする者は、入館許可を受けなければならない。

(入館料)

第14条 前条の許可を受けた者(以下「入館者」という。)は、別表第1に定める入館料を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上特に必要があると認めるときは、入館料を免除することができる。

3 既納の入館料は、還付しないものとする。

(入館の制限)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、文学館への入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱し、若しくは乱すおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある物品若しくは動物(身体障害者補助犬を除く。)の類を携行する者

(3) 感染性の疾病にかかっていると認められる者

(4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理運営上支障があると認められる者

(入館許可の取消し)

第16条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館許可の取消し等必要な措置を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 前条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、文学館の管理運営上又は公益上必要があると認めたとき。

(使用許可等)

第17条 文学に関する活動又は文化的催しのため、施設等を使用しようとする者は、あらかじめ使用許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、使用許可をするに当たり、文学館の管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第18条 指定管理者は、次の各号いずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による許可をしない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 文学資料等又は施設等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 専ら営利を目的とするものと認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、文学館の管理運営上又は公益上支障があるとき。

(目的外使用、権利譲渡等の禁止)

第 19 条 文学館の使用許可を受けた者は、当該使用許可を受けた目的以外の目的に使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

第 20 条 第 17 条の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表第 2 に定める使用料を前納しなければならない。ただし、規則で定めるものについては、後納することができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公益上特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。この場合において、使用料の額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(使用料の不還付)

第 21 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部の額を還付することができる。

(1) 天災地変その他使用者の責めに帰することができない理由により、使用できなくなったとき。

(2) 使用者が、使用の日の 5 日前までに使用許可の取消し又は変更を申し出た場合において市長が相当の理由があると認めたとき。

(使用許可の取消し等)

第 22 条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は施設等の使用の停止その他必要な措置を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 許可の内容又は条件に違反したとき。

(3) 使用者が偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(4) 第 18 条各号のいずれかに該当する理由が発生したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、文学館の管理運営上又は公益上必要があると認めたとき。

2 前項に基づく処分によって、入館者又は使用者に損害が生じても、市及び指定管理者はその責めを負わない。

(特別の設備等)

第 23 条 使用者は、文学館の使用に当たって、特別の設備等を施し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において特別の設備等を施させることができる。

(原状回復の義務)

第 24 条 使用者は、その使用を終わったとき又は使用許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、直ちに施設等その他の物件を原状に復さなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(立入検査及び指示)

第 25 条 使用者は、市長又はその指示を受けた者が、文学館の管理運営のために行う立入検査又は必要な指示に対しては、これを拒むことはできない。

(損害賠償)

第 26 条 文学館の施設等、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、市長の指示するところに従い、これを原状に復し、又は市長が認定する損害額を賠償しなければならない。

(個人情報 の 取扱い)

第 27 条 指定管理者は、文学館の管理に関して知り得た個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの(以下この条において「個人情報」という。)の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(協議会 の 設置等)

第 28 条 市長の諮問に応じ、文学館の運営に関する事項を審議するため、薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員 の 定数及び任期)

第 29 条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、7 人以内とする。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 30 条 この条例に定めるもののほか、文学館の管理及び協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

(1) 文学館の施設等、展示物その他の物件を故意又は重大な過失により損傷し、汚損し、又は滅失した者

(2) 第 13 条又は第 17 条に規定する許可を受けないで文学館に入館し、又は文学館を使用した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 10 月 12 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の川内まごころ文学館の設置及び管理に関する条例(平成 15 年川内市条例第 40 号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成 18 年 3 月 30 日条例第 13 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 27 日条例第 87 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 18 条第 2 項及び別表第 2 の規定は、平成 19 年 7 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 12 月 27 日条例第 40 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 27 年 12 月 21 日条例第 68 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 29 年 3 月 27 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 3 年 12 月 17 日条例第 27 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 3 月 25 日条例第 6 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 24 日条例第 4 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 14 条関係)

区 分		入 館 料		
		個 人	団体(20 人以上)	年間入館券
常設 展示	大人	1 人 1 回につき 300 円	1 人 1 回につき 240 円	1 人 1 年間につき 600 円
	小・中・高校生(義務教育学校に就学している者を含む。以下同じ。)	1 人 1 回につき 150 円	1 人 1 回につき 120 円	1 人 1 年間につき 300 円
特別展示		1 人 1 回につき 2,000 円以内で市長が定める額		

備考

- 1 「常設展示」とは、文学館が平常的に常設展示室で行う文学資料等の展示をいい、「特別展示」とは、文学館が特別に企画展示室又は多目的映像ホールで行う文学資料等の展示等をいう。
- 2 常設展示において、薩摩川内市川内歴史資料館条例(平成16年薩摩川内市条例第97号)に規定する薩摩川内市川内歴史資料館の入館料を同時に徴収する場合における入館料は、上表の規定にかかわらず、個人の大人にあつては240円、個人の小・中・高校生にあつては120円、団体の大人にあつては190円、団体の小・中・高校生にあつては100円、年間入館券の大人にあつては550円、年間入館券の小・中・高校生にあつては250円とする。
- 3 未就学児は、無料とする。

別表第2(第20条関係)

1 施設使用料

区分		午前	午後	1日	夜間	冷暖房 (1時間あたり)
企画 展示 室	使用者が入場料等を徴収しない場合	円 2,850	円 2,880	円 4,400	円 —	円 300
	使用者が入場料等を徴収する場合	3,960	4,000	6,080	—	300
映像 ホー ル 多 目 的	使用者が入場料等を徴収しない場合	2,850	2,880	4,400	2,880	300
	使用者が入場料等を徴収する場合	3,960	4,000	6,080	4,000	300

備考 「午前」とは午前9時から午後零時まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「1日」とは午前9時から午後5時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時30分までの時間をそれぞれいう。

2 設備使用料

区分	1回につき
映写機	500円
プロジェクター	500円

備考 「1回につき」とは、前項の表の「午前」、「午後」及び「夜間」の区分に応じ、それぞれを1回として算出した回数をいう。

## 2 薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則

令和4年4月1日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市川内まごころ文学館条例（平成16年薩摩川内市条例第104号。以下「条例」という。）第30条の規定に基づき、薩摩川内市川内まごころ文学館（以下「文学館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第6条の規定による申請は、文学館指定管理者指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款又はこれに類するもの
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 文学館の管理に関する業務の収支予算書
- (4) 前項の指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに当該事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定通知書の交付)

第3条 市長は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、文学館指定管理者指定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(入館券)

第4条 指定管理者は、条例第13条の許可をしたときは、別に定める入館券を交付するものとする。

(無料開放)

第5条 文学館に入館する者(以下「入館者」という。)のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、無料開放とする。

- (1) 企画展示室等における市民による展示等の観覧
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が認める場合

(入館料の免除)

第6条 条例第14条第2項の規定により入館料を免除する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）に基づく医療特別手当証書、特別手当証書、原子爆弾小頭症手当証書、健康管理手当証書若しくは保健手当証書の交付を受けている者（1級から4級までの身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている者）にあっては、付添人1人を含む。）がその身分を証する書面を提示して入館する場合
- (2) 市内の小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の児童及び生徒並びに引率者が教育課程に基づく学習活動として入館する場合

- (3) 日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に入館する小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童若しくは中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者として市長が認めるものが入館する場合
- (4) 前 3 号に掲げるほか、市長が適当と認める場合
- 2 前項第 1 号及び第 3 号に掲げる場合並びに同項第 4 号に該当する者のうち市長が特に認める場合を除き、入館料の免除を受けようとする者は、市長に文学館入館料免除申請書（様式第 3 号）を提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、入館料を免除することが適当であると認めるときは、文学館入館料免除承認通知書（様式第 4 号）により通知する。

（入館者の遵守事項）

第 7 条 入館者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく展示物に触れないこと。
- (2) 展示室では、インク、墨類を使用しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食、喫煙又は火気の使用をしないこと。
- (4) 静粛を旨とし、騒がしい行為をしないこと。
- (5) 館内を汚さないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

（使用許可等の申請）

第 8 条 条例第 17 条の規定により文学館の施設等の使用許可を受けようとする者は、その使用しようとする日（以下「使用日」という。）の 3 箇月前から 5 日前までの間に、文学館使用許可申請書（様式第 5 号。以下「申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 条例第 23 条の規定により特別の設備等を施し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、申請書に使用する器具の配置図その他必要な書類を添付して提出しなければならない。

（使用許可）

第 9 条 指定管理者は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときはこれを許可し、文学館使用許可書（様式第 6 号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

- 2 文学館の使用の許可は、申請書の提出の順による。ただし、市長が公益上特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- 3 許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に際し、許可書を携帯していなければならない。

（使用許可事項の変更等）

第 10 条 使用者は、その使用の許可を受けた事項を変更し、又はその使用を取り消そうとするときは、当該使用日の前日までに指定管理者に届け出なければならない。

（使用料の納入等）

第 11 条 使用者は、使用の許可を受けたときは、直ちに条例第 20 条第 1 項の規定による使用料を納入しなければならない。

2 条例第 20 条第 1 項ただし書の規定により使用料を後納できるものは、国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体とする。

(使用料の減免)

第 12 条 条例第 20 条第 2 項の規定により使用料を免除し、又は減額することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。

- (1) 市又は市の機関が主催する行事等に使用する場合 使用料を免除
- (2) 市又は市の機関と共催して行う行事等に使用する場合（使用者が入場料その他これに類するものを徴収しない場合に限る。）使用料（冷暖房に係る使用料を除く。以下この条において同じ。）を免除
- (3) 公共的団体が公益上必要と認める事業に使用する場合（使用者が入場料その他これに類するものを徴収しない場合に限る。） 使用料を免除
- (4) 市又は市の機関が後援して行う行事等に使用する場合（使用者が入場料その他これに類するものを徴収しない場合に限る。） 使用料の 5 割の額を減額

(使用料の還付)

第 13 条 条例第 21 条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、文学館使用料還付申請書(様式第 7 号)を市長に提出しなければならない。

(使用後の点検)

第 14 条 使用者は、条例第 24 条第 1 項の規定により文学館の施設等その他の物件を原状に復したときは、係員の点検を受け、これを引き継がなければならない。

(販売行為等の禁止)

第 15 条 文学館の建物及び敷地内において、市長の許可なく売店を設置し、又は販売行為等をしてはならない。

(損傷等の届出)

第 16 条 入館者は、文学館の施設、設備、展示物その他の物件を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、直ちに文学館損傷等届（様式第 8 号）により市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 17 条 条例第 26 条に規定する損害賠償は、原則として原状回復又は現物をもってしなければならない。

2 前項に規定する場合において、現物の入手が特に困難と認められるときは、市長が指定するものをもって賠償することができる。

(資料等の寄贈又は寄託)

第 18 条 市長は、文学館において収集し、保管し、又は展示する必要があると認められる市にゆかりのある文学者の作品等(以下「資料等」という。)の寄贈又は寄託を受けることができる。

2 資料等を寄贈又は寄託しようとする者は、あらかじめ市長にその旨申し出るものとする。この場合において、資料等を寄贈又は寄託しようとする者は、資料寄贈・寄託申出書（様式第 9 号）を市長に提出するものとする。

3 市長は、寄贈の申出に係る資料等の受領又は寄託の申出に係る資料等の受託を決定したときは、資料等を寄贈した者に寄贈資料受領書（様式第 10 号）を、資料等を寄託した者に寄

託資料預り証（様式第 11 号）を交付する。

（寄託資料等の管理）

第 19 条 寄託された資料等の管理は、文学館所蔵の資料等の管理に準ずるものとする。

（寄託資料等の返還）

第 20 条 寄託された資料等は、寄託した者の請求又は文学館の都合により、寄託資料預り証と引換えに返還する。

（経費の負担）

第 21 条 寄贈又は寄託に要する経費は、寄贈した者又は寄託した者の負担とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（資料等の館内閲覧）

第 22 条 文学館の資料等の館内閲覧は、所定の場所で行わなければならない。

2 前項の閲覧をしようとする者は、文学館資料等閲覧承認申請書（様式第 1 2 号）により指定管理者の承認を受けなければならない。

（撮影等の制限等）

第 23 条 文学館の資料等の撮影、模写、模造等（以下この条において「撮影等」という。）をしてはならない。ただし、学術研究等のため、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により撮影等をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前項の許可をするに当たり、資料等の管理上必要な条件を付することができる。

（貸出し禁止）

第 24 条 文学館が収集し、保管し、又は展示する資料等の館外貸出しは、行わない。ただし、市長が特に適当であると認めたものについては、この限りでない。

（その他）

第 25 条 この規則に定めるもののほか、文学館の管理及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、薩摩川内市川内まごころ文学館条例施行規則（平成 16 年教育委員会規則第 41 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和 7 年 2 月 14 日規則第 1 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

### 3 薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会規則

令和4年4月1日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、薩摩川内市川内まごころ文学館条例(平成16年薩摩川内市条例第104号)第28条に規定する薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会(以下「運営協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運営協議会の委員構成)

第2条 運営協議会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 市内の小学校、中学校、義務教育学校を代表する者
- (2) 文学、芸術等に関し、専門的知識を有する者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(会長及び副会長)

第3条 運営協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、運営協議会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見陳述)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 運営協議会の庶務は、文化スポーツ課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に廃止前の薩摩川内市川内まごころ文学館運営協議会規則(平成16年薩摩川内市教育委員会規則第42号)第2条の規定により委嘱されている委員は、この規則の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、令和4年5月31日までとする。

## \* その他

### 1 令和6年度の歩み

月 日	事業内容等	月 日	事業内容等
4月12日	まごころ定例会(毎月第2金曜日)	10月6日	シネマトーク「名作『伊豆の踊子』をもっと楽しむために」
20日	名作シネマ上映会※年間を通して定期的に実施	22日	文学館開館20周年記念まごころ文芸講座文化祭展示(～11月17日)
27日	ゴールデンウィーク無料開館(～5月6日)	27日	まごころ文芸講座文化祭「源氏物語を読む～物語を彩る人びと～」公開講座
29日	ゴールデンウィーク特別上映「ザ・スーパーマリオブラザーズ・ムービー」	29日	トピック展示『俳句研究』創刊90年(～1月13日)
30日	ゴールデンウィーク特別開館	11月1日	教育・文化週間無料開館(～11月7日)
5月11日	まごころ文芸講座開講 ※年間を通して6講座を定期的に実施	2日	まごころ文芸講座文化祭「美しい日本の歌・唱歌・童謡を歌う」公開講座
12日	春の小さなおはなし会、アニメ「10ぴきのかえる」上映	4日	まごころ文芸講座文化祭「やさしい朗読～はじめの一步～」公開講座
28日	館内燻蒸、臨時休館	24日	秋のおはなし会
6月9日	初夏のおはなし会	12月7日	第14回まごころ児童絵画展(～1月13日) 冬のチャレンジクイズ(～1月13日)
24日	常設展示替え	15日	冬のおはなし会
7月9日	里見弴生誕記念展示「父の郷里にて」(～8月25日)	1月4日	お正月無料開館(～1月13日)
14日	県民の日無料開館	5日	お正月特別上映「釣りバカ日誌9」
20日	夏のチャレンジクイズ(～9月1日)	6日	お正月特別開館
8月4日	夏の特別上映「長ぐつをはいたネコと9つの命」	21日	里見弴大寒忌コーナー(～2月24日)
12日	まんが昔ばなし上映会(～8月13日)	30日	文学館開館記念無料開館
13日	特別開館	2月14日	読み聞かせボランティア養成講座(2月21日、3月14日、3月28日)
29日	台風接近に伴う臨時休館(～8月30日午前中)	3月18日	第19回特別企画展「Who's Who? 山本實彦」(～5月11日)
9月14日	敬老の日65歳以上無料開館(～9月23日) 隈之城小学校おでかけおはなし会	22日	特別企画展関連事業「文学ゆかりの里めぐり～改造社・山本實彦編～」
16日	敬老の日特別上映「大綱引の恋」		
21日	川内歴史資料館・川内まごころ文学館合同企画シネマ上映会「ガラスのうさぎ」		
23日	秋の特別上映「メタモルフォーゼの縁側」		

## 2 職員名簿

指定管理者 公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社 学芸施設課

役職・係	氏 名		
館長 兼 学芸施設課長	霧島 一浩		
課長代理	吉本 明弘		
主任・学芸係	財部 智美		
学芸係	立野 いづみ		
運営係リーダー	内西 麻紀子		
運営係	濱田 康二	前田 敏郎	下山 智久 (臨時職員)

## 3 利用案内

### ■ 入館のご案内 ■

開館時間 9:00～17:00 (入館は16:30まで)

休館日 毎週月曜日 (休日・祝日の場合はその翌日)

駐車場 約40台 (隣接する川内歴史資料館と共通)

入館料

大 人	小・中・高校生
300円 (240円)	150円 (120円)

※ ( ) は20人以上の団体

川内歴史資料館との共通入館券

大 人	小・中・高校生
400円 (320円)	200円 (160円)

※ ( ) は20人以上の団体

年間入館券 (年間パスポート) ※1年間有効

大 人	小・中・高校生
600円 (900円)	300円 (400円)

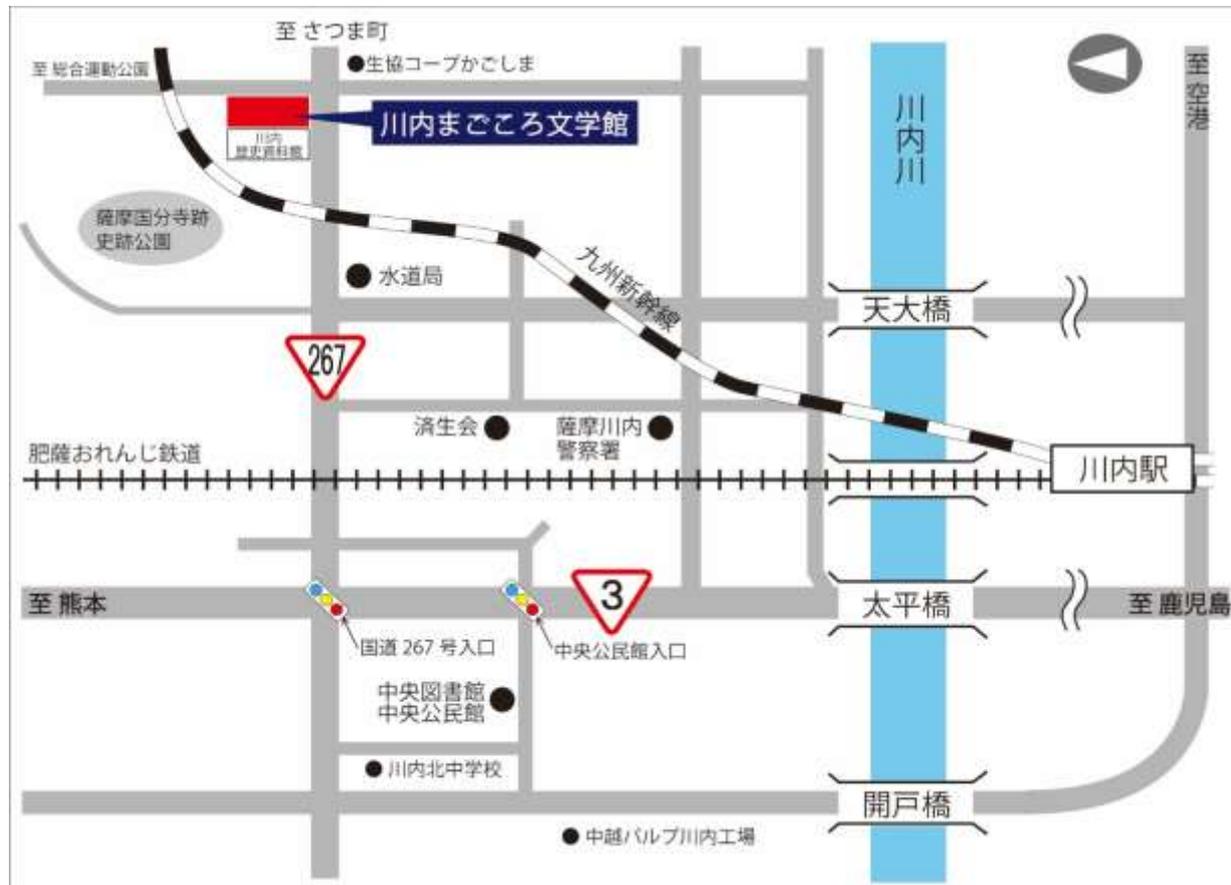
※ ( ) は川内歴史資料館との年間共通入館券

※未就学児は入館無料

※土日祝日に限り、小・中・高校生は入館無料

#### 4 交通案内

- 九州新幹線でJ R博多駅からJ R川内駅下車（最短約1時間10分）
- 鹿児島空港からエアポートシャトルバスを利用して川内駅下車（約1時間20分）
- J R川内駅から車で約7分（くるくるバスご利用の方は「歴史資料館前」下車）



発行日 令和8年2月

発行 薩摩川内市川内まごころ文学館

〒895-0072

鹿児島県薩摩川内市中郷二丁目 2-6

TEL : 0996-25-5580 FAX : 0996-20-0818

ホームページ : <https://magokoro-bungaku.jp/>

eメール : [magokoro@po4.synapse.ne.jp](mailto:magokoro@po4.synapse.ne.jp)